

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、予防接種に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種証明書の交付に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知</p>
③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会:番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第5項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課保健予防係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3335

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関名	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	⑤②所属長の役職名	健康づくり課長 浅野章子	健康づくり課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	II 1.いつの時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年5月26日	I.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の利用に当たり新たな特定個人情報の取り扱いが生じたため
令和3年5月26日	2.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第一-10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の利用に当たり新たな特定個人情報の取り扱いが生じたため
令和3年5月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	情報照会:番号法第19条第7号 別表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第7号 別表第二 16 の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	ワクチン接種記録システム（VRS）の利用に当たり新たな特定個人情報の取り扱いが生じたため
令和3年7月26日	I.関連情報 ②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種証明書の交付に関する事務	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種証明書の交付に関する事務	事前	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第二十七号)の改正に伴う変更
令和3年12月15日	I.関連情報 ②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種証明書の交付に関する事務	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥予防接種証明書の交付に関する事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行ふ。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	現行の予防接種事務に新たな個人情報の取り扱いが生じたため
令和3年12月15日	1.関連情報 ③個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一-10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第一-10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ」 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事前	現行の予防接種事務に新たな個人情報の取り扱いが生じたため
令和4年5月17日	I.関連情報 ④情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会:番号法第19条第7号 别表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第7号 别表第二 16 の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	情報照会:番号法第19条第8号 别表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第8号 别表第二 16 の2項、16の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条	事後	見直しに伴う修正
令和5年1月4日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第5項	事前	公金受取口座登録制度の運用開始に伴う追加	
令和5年1月4日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(7)サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナーポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更	
令和5年1月4日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム（VRS）、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更	
令和5年1月20日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム（VRS）、サービス検索・電子申請機能	事後	定期予防接種履歴管理の変更	
令和5年2月17日	II. しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	III. しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	IV. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	III. しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	IV. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II. しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数